

令和3年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第12中

	以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）	2,000平方メートル以下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円 カ 床面積の合計が	を
	以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるもの	1,000平方メートル以下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 エ 床面積の合計が	

	に限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)	<p>2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 538,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>キ 床面積の合計が</p>	に,
--	---	--	----

	以下この表において「モデル建物法」という。)による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)	<p>2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 249,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 321,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 383,000円</p> <p>カ 床面積の合計が</p>	を
--	---	--	---

	以下この表において「モデル建物法」という。)による評価方法によるものに限る。) (以下こ	<p>1,000平方メートル以下のとき 122,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メー</p>	
--	--	--	--

		の表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)	トル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が	に、
--	--	-------------------------------	---	----

「アからカまで」を「アからキまで」に、

			2,000平方メートル以 下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 659,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 776,000円 カ 床面積の合計が	を
--	--	--	---	---

			1,000平方メートル以 下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以下のとき 379,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき	
--	--	--	---	--

			<p>538,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メー トル以下のとき</p> <p>659,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき</p> <p>776,000円 キ 床面積の合計が</p>	に,
--	--	--	--	----

			<p>2,000平方メートル以 下のとき 156,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき</p> <p>249,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メー トル以下のとき</p> <p>321,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき</p> <p>383,000円 カ 床面積の合計が</p>	を
--	--	--	---	---

			<p>1,000平方メートル以 下のとき 122,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え, 2,000平方メー トル以下のとき</p> <p>156,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき</p> <p>249,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを</p>	に,
--	--	--	--	----

			超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が
--	--	--	---

			2,000平方メートル以下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 カ 床面積の合計が
--	--	--	---

			1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円
--	--	--	---

を

に、

			カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が
--	--	--	---

		(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)	2,000平方メートル以 下のとき 204,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 311,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 393,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 468,000円 カ 床面積の合計が	を
--	--	-------------------------------------	---	---

		(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)	1,000平方メートル以 下のとき 158,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以下のとき 204,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 311,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 393,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー	に,
--	--	-------------------------------------	---	----

			トル以下のとき 468,000円 キ 床面積の合計が
--	--	--	----------------------------------

	(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)		2,000平方メートル以下のとき 93,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 カ 床面積の合計が
--	-------------------------------------	--	--

を

	(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)		1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円
--	-------------------------------------	--	--

に,

			キ 床面積の合計が	
			2,000平方メートル以下のとき 204,000円	
			ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき	
			311,000円	
			エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	
			393,000円	
			オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき	
			468,000円	
			カ 床面積の合計が	

を

			1,000平方メートル以下のとき 158,000円	
			ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	
			204,000円	
			エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき	
			311,000円	
			オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	
			393,000円	
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき	
			468,000円	
			キ 床面積の合計が	

に、

			2,000平方メートル以下のとき 93,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 カ 床面積の合計が	を
--	--	--	--	---

			1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 キ 床面積の合計が	に
--	--	--	---	---

改め、同表備考に次の2項を加える。

3 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

4 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13備考以外の部分中

<p>または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>		<p>メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>	
	<p>(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000</p>	<p>を</p>

			平方メートル以下のとき 218,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 284,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 341,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以下のとき 407,000円
--	--	--	--

または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）		メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
	(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 104,000円

に,

		ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平	
--	--	--	--

		メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 42,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 89,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 133,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 165,000円 カ 床面積の合計が25,000平	を
--	--	---	---

		メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 42,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 89,000円	に,
--	--	--	----

			オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 133,000円
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 165,000円
			キ 床面積の合計が25,000平

エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	申請1件につき	メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円	
		ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円	
		エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円	
		オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円	
		カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円	
(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額	を
		ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円	
		イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円	
		ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円	
		エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000	

	につ き	平方メートル以下のとき 201,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方
--	---------	---

エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	申請 1件 につ き	メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 140,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費 性能 確保 計画 の提 出ま たは 軽微 な変 更に 関す る証 明書 の交 付の

に,

申請 1件 につ き	エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円
	オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 201,000円
	カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 245,000円
	キ 床面積の合計が25,000平

な変 更に 関す る証 明書 の交 付の 申請 1件 につ き	メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 32,000円	を
	ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円	
	エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円	
	オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 157,000円	
カ 床面積の合計が25,000平		

な変 更に 関す る証 明書 の交 付の 申請 1件 につ き	メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 22,000円	に,
	ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 32,000円	
	エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円	
	オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円	

		カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 157,000円
		キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 157,000円

「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第9項から第11項まで」を「第11項から第13項まで」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、

		イまたは第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準(以下この表において「標準入力法等」という。)による評価方法によるものに限る。(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)	メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき

を

		<p>1条第1項第1号ロまたは第10条第1号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>82,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき</p> <p>136,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>218,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>284,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>341,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>399,000円</p>
--	--	--	--

		<p>イまたは第10条第1号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下こ</p>	<p>メートルを超え、 1,000平方メートル以下のとき</p> <p>263,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき</p> <p>338,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>482,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき</p>
--	--	---	--



			方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方	を
--	--	--	---	---

			メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方	に,
--	--	--	--	----

			メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 136,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 218,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方	を
--	--	--	---	---

			平方メートル以下のとき 284,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以下のとき
--	--	--	---

			平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートル以下のとき
--	--	--	---

に、

			平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以下のとき
--	--	--	---

を

			メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 18,000円	
			ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 27,000円	
			エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 76,000円	に，
			オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 119,000円	
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 149,000円	
			キ 床面積の合計が25,000平	」

「第31条第1項」を「第36条第1項」に，

	定（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）		メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 183,000円	
			ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 279,000円	
			エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 356,000円	を
			オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 425,000円	
			カ 床面積の合計が25,000平	」

	定（以下この表において「非住宅建築物単位		メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 140,000円	
			ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000	

		標準入力法等変更認定」という。)	<p>平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平</p>	に,
--	--	------------------	--	----

		定 (以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)	<p>メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平</p>	を
--	--	---------------------------------------	---	---

		定 (以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)	<p>メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 61,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平</p>	に,
--	--	---------------------------------------	---	----

			方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平 方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平
--	--	--	--

			メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 183,000円 ウ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 279,000円 エ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平 方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平
--	--	--	---

を

			メートルを超え、1,000平 方メートル以下のとき 140,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平 方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき 425,000円
--	--	--	---

に、

			キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円	
			ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円	
			エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円	を
			オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円	
			カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 290,000円	

			メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 61,000円	
			ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円	
			エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円	に
			オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円	
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円	
			キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 290,000円	

改め、同表備考第3項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表備考第11項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第8項」を「第10項」に改め、同項を同表備考第13項と

し、同表備考第10項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第9項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第8項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、「または同条第2号ただし書」を削り、「評価機関審査等を受けた」を「標準入力法等による評価方法による」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第7項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、「もしくは同項第2号ただし書」および「もしくは同条第2号ただし書」を削り、「評価機関審査等を受けた」を「標準入力法等による評価方法による」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第6項の次に次の2項を加える。

7 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

8 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第12および別表第13の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低炭素建築物新築等計画，建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務について住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位として行う場合における手数料の額を改定し，および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い規定を整備するため